

第2回 解体工事の適正な施工確保に関する検討会
議事概要

日時：平成26年9月16日 15:00～17:00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

出席者（五十音順、敬称略）：朝吹香菜子、笠井哲郎、嘉納成男、角田誠、湯浅昇

<関係機関へのヒアリングについて>

- 全国解体工事業団体連合会より、連合会の概要、解体工事の施工状況等について説明があり、各委員から解体工事の施行状況等に関する質問があった。
- 会員企業は1,450社で、解体工事を元請又は下請として受注している。解体工事以外の工事も請け負う企業もいるが、首都圏は、解体工事に特化して請け負う企業の割合が多い。
- 特定建設業でないと請け負えない高額物件を工事する場合には、1級建築施工管理技士や1級土木施工管理技士等の有資格者を配置する。
- 解体工事施工技士の資格所有者を現場に配置することを要件としている自治体もある。

- 建設業振興基金より、建築施工管理技術検定（1級及び2級）の受検概要、試験科目等について説明があり、各委員から試験科目等に関する質問があった。
- 基金として試験に関する過去問題の解説書や教科書などのテキストは出版していない。
- 実務経験として建築物解体工事についても認めていることを受検の手引きに記載している。

- 日本建設機械施工協会より、建設機械施工技術検定（1級及び2級）の受検概要、試験科目等について説明があり、各委員から試験科目等に関する質問があった。
- 有資格者で建築物の解体工事に技術者として携わっている人数は把握していない。
- 解体工事の際に使用されるつかみ機は、ショベル系の機械が該当すると思われる。なお、クレーンについては、別の資格が必要とされる。

- ヒアリング終了後、委員から以下の発言があった。
- 当検討会から各試験機関に試験問題へ解体工事に関する問題の追加等の改善を依頼した場合、各試験機関からいつまでに回答をもらう必要があるのか、スケジュールの整理が必要である。
- 解体工事は高所で行われることもあり、クレーン資格の取扱いについて整理が必要ではないか。
- 各資格について、それぞれ目的があり、その目的が解体工事に合致しているのかの確認が必要ではないか。
- 各試験について、出題範囲をどのように周知しているのか確認が必要ではないか。

以上